

アジア・太平洋地域の平和構築（仮称）に関する 万国津梁会議運営支援業務委託の質問書に対する回答書

令和6年10月24日

質問 1

仕様書p2 「5委託業務内容等」

「これからの沖縄の平和行政のあるべき姿の整理」とあるが、沖縄県はこれまで（過去）の平和行政はどういうものだったと定義・評価しているのかご教示願いたい。調査の範囲を検討する際に必要となるため、お伺いしております。

答

沖縄県では、これまで、沖縄戦の実相・教訓の次世代継承に取り組むとともに、平和を希求する「沖縄のこころ」の国内外への発信など、平和行政を推進してきました。

一方で、令和7年に戦後80年を迎えるに当たり、万国津梁会議においては、これまでの平和行政の取組を検証しつつ、長期的な視点に立って将来を見据えながら「平和で豊かな沖縄」の実現に取り組むことについて有識者の御提言をいただきたいと考えております。

沖縄県のこれまでの平和行政の定義・評価等については、同会議における検討をとおして検証されることを想定しております。

質問 2

仕様書p2 「5 委託業務内容等(1) 万国津梁会議の運営等」

「④委員への報酬等の支払い」について、県の規定の単価として日額8,400円とあるが、同金額は会議時間に関係なく、1回の会議参加につき8,400円ということか？積算に必要なためお伺いしております。

答

お見込みのとおり、県の規定の単価とは、会議時間に関係なく、1回の会議参加につき8,400円となります。

質問3

仕様書p2「5 委託業務内容等(1) 万国津梁会議の運営等」

「⑤ その他、会議の運営にあたり沖縄県が指示する事項」とあるが、契約時には提示されていない委託業務が業務受託途中で提示され、かつ、その業務を受託者は実施するという選択肢しかないと読めるが、この理解は正しいか？

答

⑤の記載事項については、契約時に具体的に示されていない追加業務が発生する可能性があることから、その場合には、仕様書・契約内容の変更も含めて、必要に応じて、事業者と協議させていただくといった主旨となります。

質問4

仕様書p3「(4) 沖縄県内の平和施策の検討に資する情報の収集・整理等」

仕様書で謳われている「平和行政」について沖縄県はどう定義しているのかご教示願いたい。平和行政の意味する範囲が非常に大きく、調査範囲を検討する際に必要となるため、お伺いしております。

答

沖縄県における「平和行政」の定義は、明確に定められているものではありませんが、令和7年に戦後80年を迎えるに当たり、戦争経験者の減少などが課題となっている状況を踏まえて、沖縄戦の実相・教訓を次世代へ継承するための取組とともに、平和を希求する「沖縄のこころ」の国内外への発信等について、万国津梁会議において検討することを考えております。

質問5

仕様書p3「(4) 沖縄県内の平和施策の検討に資する情報の収集・整理等」

「⑥ 国内外への発信力強化の方策」について、沖縄県は「アジア太平洋地域平和連携推進事業」及び「国際平和ネットワーク事業」の2つの調査事業を実施中であり、かつ、上記2つの事業の受託者から沖縄県に対して様々な提案がなされると承知しているが、上記の2事業と本事業で沖縄県が求めている提案内容の違いを具体的に教示願いたい。報告書において上記2案件との重複を避けるためにお伺いしております。

答

「アジア太平洋地域平和連携推進事業」と「国際平和ネットワーク事業」は、アジア・太平洋地域の平和の構築と維持に向けて、平和を軸とする国際的ネットワークを形成するなどを目的としています。一方、本事業は、今後の沖縄県の平和行政のあるべき姿の整理に向けて、これまでの沖縄の平和に係る情報収集、整理等を行うとともに、有識者等による助言、提案等を踏まえて提言書としてまとめるために設置する会議の運営に係る各種支援業務を行うことを目的としています。